

令和7年度 座間市道路整備計画策定業務委託特記仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、市が実施する「令和7年度 座間市道路整備計画策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 業務委託の目的

本業務は、座間市内における今後の道路整備等を進めるにあたり、現況とあるべき姿（30年後時点）との差から問題を抽出、問題解決に必要な課題、対策箇所、対策手法を特定し、対策箇所の優先度を定めるものである。

3. 業務委託の概要

（1）座間市内の道路現況の詳細な分析

- ・座間市内の道路現況を主観的な観点、客観的な数値を組み合わせる明確に把握し整理する。

（2）座間市内の道路環境のあるべき姿の詳細検討

- ・時間軸の考慮、具体的なイメージ、具体的な目標の設定からあるべき姿を明確に定義する。

（3）座間市内の道路問題を特定

- ・（2）の本来あるべき姿と（1）の現況との差から、座間市内の道路問題を抽出し定義する。
- ・道路問題は、例えば通過交通処理、渋滞解消、交通安全、道路環境改善など観点別に設定する。

（4）問題点からの課題箇所等を抽出

- ・各観点別問題点の課題を抽出し定義する。

（5）課題解決策の検討

- ・各課題の対策案を検討する。
- ・課題対策は、国または県への要望要請、近隣自治体との連携など、市単独実施以外の手法なども考慮する。

（6）課題の対策実施費用

- ・（5）の課題対策の概算費用を算出する。

（7）課題対策の優先付けとスケジュールの検討

- ・（6）の各観点の課題対策の優先順位をつける
- ・優先順位を基に30年間のスケジュールを作成

4. 履行期間

履行期間は、契約締結日翌日から令和9年3月26日までとする。

5. 法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本業務委託仕様書並びに関係法令を順守し、業務の円滑な進捗を図ることとする。また、これらに記載のない事項については、座間市と協議のうえ別に定めるものとする。

6. 資料の貸与

本業務の遂行にあたり、調査すべき諸事項は受託者が行うものとするが、既往調査資料又は文献等で、座間市が所有しているものは、業務の必要に応じて貸与する。

受託者は、資料の貸与を受けた場合、そのリストを作成し、座間市の承認を受けなければならない。また、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

7. 業務監理

(1)受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、座間市の承認を得なければならない。

(2)受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。

(3)管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。

8. 検査及び納品

受託者は、業務完了にあたり市の完了検査を受け、合格した後に所定の部数を納品するものとする。

9. 疑義

本仕様書記載事項並びに本業務の実施について疑義が生じた場合は、受託者と市が誠意を持って協議し、その解決に努めるものとする。

10. 秘密保持と中立の義務

受託者は、本業務の遂行にあたり中立性を厳守するものとし、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

11. その他

仕様書に記載されていないものでも、本業務の性質上、当然必要な事項及び法令又は慣例によって履行しなければならない事項は、市の指示により受託者の負担で処理しなければならない。

受託者は、本業務の完了後であっても業務の失策、不備が発見された場合は、速やかに成果品の訂正をしなければならない。これに要する費用は受託者の負担とする。なお、本業務に関する成果品の著作権は、全て市に帰属するものとする。

12. 成果品

(ア) 報告書：正副各1部（報告書及び検討データ等はCD-ROMに保存し報告書巻末に添付）
設計業務に使用した資料及び出典根拠を示した資料を整理したうえで、決定した経緯報告書として取りまとめるものとする。

- (1) 報告書（図面を含む） A4版（ドッチファイル綴）
- (2) 打合せ記録簿
- (3) 電子データ（CD-ROM）
- (4) その他必要資料等（座間市と協議して提出）

なお、成果品のデジタルデータは主にWord、Excel、及びCAD（ファイル形式は別途協議する）にて作成し、オリジナルデータ及びPDFデータをCD電子媒体にて納品するものとする。

以上